

橿原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月15日(木) 午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員(13名)

1番 安田 宗義(副会長)	2番 坂口 洋
3番 北吉 温能	4番 林田 至玄
5番 吉川 作衛	7番 吉田 昌功
8番 中川 眞一	9番 堀田 雅三
10番 森川 千鶴子	11番 岡本 和久
12番 石井 三智子	13番 森田 尚子
14番 谷口 敏彦	

4. 欠席委員(1名) 6番 上田 逸朗(会長)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件

第5 第4号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第6 第5号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(権利設定)
に関する件

第7 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件

第8 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件

第9 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件

その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

その他 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件

その他 農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年1月総会を開催いたします。

本日は、上田会長が公務により欠席されていますので、職務代理者である安田副会長に議事進行をお願いすることとなります。

では、はじめに、安田副会長からご挨拶をお願いいたします。

安田副会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦勞さまでございます。しばらくの間、ご協力をお願いいたします。

本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年1月の総会を開会いたします。

なお、6番 上田逸朗会長から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、5番 吉川作衛委員、7番 吉田昌功委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案2件です。

なお、案件は許可の要件に該当することを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番及び2番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転許可申請です。

なお、2番は地域計画が策定されている新口町の農地ですが、市街化区域の農地のため地域計画に影響はございません。事務局からは以上です。

議長

第1号議案の案件は、どちらも小委員会にかかっておりません。まず、1番の調査の結果説明を事務局からお願いします。

事務局

1番、土橋町***の田、1,133㎡外4筆は、市立真菅北小学校から南約400mと西約900mに位置し、譲渡人である**町の** **氏から、孫である**市の** **氏、**町の** **氏が、持分2分の1ずつを贈与により譲り受けられるものです。

譲受人は、どちらも未成年者ですが、成人するまではそれぞれ同居の親権者が責任をもって耕作を継続する旨を誓約されています。また、親権者は農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があると思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

次に2番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の堀田委員さんからお願いします。

堀田委員

2番、新口町***の田、1,203㎡は、近鉄新ノ口駅西約500mに位置し、**町の** **氏が、父である**町の** **氏から、贈与により譲り受けられるものです。

譲受人は、農作業歴があり、農機具も所有されていることから、耕作能力があり、適当かと思われれますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で、第1号議案、1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番及び2番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番及び2番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件を議題いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は1議案1件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

なお、太田市町は地域計画が策定されておりますが、申請地は地域計画の区域外であり影響はございません。事務局からは以上です。

議長

第2号議案は、小委員会にかかっておりませんので、1番の調査の結果説明を地区担当農業委員の林田委員さんからお願いします。

林田委員

1番、太田市町***の田、1,008㎡は、かしはら安心パークから北約400mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、使用貸借により、農地を借り受けるものです。

申請地は、数年にわたる不作付け地ですが、現地調査時には草刈りがされ、作付け準備がされておりました。使用借人は新規就農者であり、申請に当たり新たに農機具を購入し、息子とともに農作業に従事する計画で、従事日数も十分に確保されています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、第2号議案、1番の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第2号議案の1番は許可と決定いたしました。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案2件です。

1番は、農家住宅として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地ですが、周辺居住者の住宅として集落に接続して設置される場合の、不許可の例外事項に該当し、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われます。なお本件は、第4号議案1番の農地法第5条許可申請と同一案件です。

2番は、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は筆ごとに異なり、3筆のうち1筆は近鉄畷傍御陵前駅からの宅地化率で算出する第2種農地であり、残る2筆は上下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、かつ、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地であるため、転用可能と考えます。事務局からは以上でございます。

議長

第3号議案は、すべて小委員会にかかっております。

まず、1番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんからお願いします。

吉田委員

1番、川西町***の畑、283㎡及び***の畑、180㎡は、市立新沢小学校から北西約300mに位置し、**町の** **氏が、娘夫婦と同居している現家屋が手狭であることから、申請地を農家住宅に転用するため申請されたものです。

申請地は、2方が市道に面している農地で、周囲には住宅が連なっています。近隣の営農に影響はなく、問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の石井委員さんからお願ひします。

石井委員

審査では、今後の営農について指導を行いました。

申請人と娘夫婦が、ともに農業に従事するための農家住宅であることから、耕作地を荒らすことなく、しっかりと継続して農業に従事するよう指導しました。

なお、申請地の選定については、ただ今の吉田委員さんからのご報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

次に、2番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の石井委員さんからお願ひします。

石井委員

2番、四分町***の畑、191㎡外2筆、合計916㎡は、市立畝傍北小学校から東約400mに位置し、**市の** **氏が、青空駐車場として転用するため申請されたものです。***の四分町への移転に伴い、専用駐車場として利用したい旨の要望を受けておられます。

申請地は、周囲を市道や里道、宅地で囲まれた農地です。接している市道との間に高低差があつて低く、周囲に水路がありません。そのため、雨水の排水先がなく、自然浸透の計画になつています。

なお、南側には、高低差のない里道を挟み、隣接する農地が複数ありますが、すべて同意を得ておられますので、営農に支障はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからお願ひします。

吉川委員

審査では、主に、雨水の排水計画について確認をいたしました。

申請者からは、土地が低く排水先が見つからないため、転用に伴い、排水計画について事前に奈良県と協議をしたとの報告がありました。表面を砕石仕上げにすることにより、浸透水量は従来と変わらず、転用後も従来どおりの自然浸透とすることで了解を得たとの申出でした。

これに対し、雨水排水の件で問題が発生しないように努めるよう、また、転用後の管理をしっかりと行うよう、指導を行いました。

なお、周辺の営農には迷惑がかかる状態ではなく、転用に問題はないと思われしますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で第3号議案1番及び2番の説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案1番及び2番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案1番及び2番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案3件です。

1番は、先ほどの第3号議案の1番と同一案件で、使用貸借権を設定し、農家住宅にした
いとの申請です。

2番は、売買による所有権移転により、青空資材置場及び青空駐車場として転用したいと
申請されたものです。申請地の農地区分は住宅等が連たんしている区域に近接する区域であ
って、その規模がおおむね10ha未滿の第2種農地に該当し転用可能と考えます。また、周辺
農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。

3番は、売買による所有権移転により、既存駐車場を拡張するため転用したいと申請され
たものです。申請地の農地区分は2番と同様の第2種農地であり転用可能と考えます。また、
周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長

第4号議案は、1番及び2番が小委員会にかかっております。まず1番の現地調査の結果
説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんからお願いします。

吉田委員

1番、川西町***の畑、283㎡及び***の畑、180㎡は、市立新沢小学校から北西約300m
に位置し、**町の** **氏、** **氏が、** **氏の母である** **氏と使用
貸借権を設定し、農家住宅に転用したいと申請されたものです。

現地調査の結果は、第3号議案の1番と同様です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

1番の小委員会での審査の結果説明は、第3号議案の1番と同様ですので省略いたします。
次に、2番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の中川委員さんからお願いします。

中川委員

2番、一町***の田、664㎡は、市立新沢小学校から西約800mに位置し、**市の**
*株式会社が、**町の** **氏から売買により所有権移転し、青空資材置場及び青空駐
車場として転用するため申請されたものです。

譲受人は、申請地の東隣に物流倉庫を所有している法人で、事業拡大のため不足している
資材置場と、従業員用の駐車場として利用する計画です。

申請地は、譲受人の本社から車で3分の位置にあつて利便性がよく、周囲は道路と宅地で
あるため、転用による周辺農地への影響はありません。適当かと思われまますので、ご審議の
ほど、よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからお願いします。

吉川委員

審査では、主に、申請地に接している水路について確認を行いました。

計画では、地元自治会からの要望により、隣接している水路から50cmを泥上げ場として確保することになっています。泥上げ場の形状については、本件の事業計画には直接関係ありませんが、地元と都度協議をし、問題が起こらないよう相談しながら進めるよう助言をしました。

なお、申請地の選定等については、先ほどの中川委員さんからの説明のとおり適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、3番は小委員会にかかっておりませんので、調査結果の説明を地区担当農業委員の中川委員さんからお願いします。

中川委員

3番、一町***の田、168㎡は、市立新沢小学校から南西約900mに位置し、**市の株式会社***が、**市の** **氏から売買により所有権移転し、青空駐車場として転用するため申請されたものです。

譲受人は、申請地の南側近接地に事業所を有する法人です。事業拡大に伴う資材置場の確保のために、社員用、来客用の駐車場を移転しましたが、いまだ不足していることから、既存の駐車場を拡張する計画です。

転用による周辺農地への影響はなく、適切であると思われますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で第4号議案、1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第4号議案、1番から3番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第4号議案、1番から3番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第6、第5号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、4件です。

1番の慈明寺町***の田、941㎡外1筆、合計1,554㎡は、**市の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**市の***株式会社に継続して使用貸借権を設定する計画案です。使用貸借期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

以下、2番は賃貸借、3番及び4番は使用貸借で、出し手と受け手は記載のとおりです。なお、2番と4番は新規の権利設定で、使用貸借期間は県の認可公告の翌日から記載の終期までの10年間です。3番は継続案件で、使用貸借期間は令和8年3月1日から記載の終期までの5年間でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で、第5号議案についての説明が終わりました。ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第5号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第5号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第7、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、山之坊町***の畑、145㎡は、近鉄耳成駅から西約400mに位置し、***町の** **氏が、自宅用の青空駐車場として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和7年12月16日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第8、報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は3件です。

1番、新口町***の田、727㎡は、近鉄新ノ口駅から南西約100mに位置し、**町の株式会社***が、**町の** **氏から売買により譲り受け、青空駐車場として転用したいと届け出られたもので、地区担当推進委員の脇山委員さんから適当である旨のご報告をいた

だいております。届出日は令和7年12月3日でございます。

以下、2番及び3番は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご高覧ください。
事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の説明が終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第9、報告3、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、1件です。1番、東坊城町***の畑、409㎡外1筆は、借借人である**市の** **氏と、賃貸人である**市の** **氏とが合意解約されたものです。通知日は令和7年11月27日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告3の説明が終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件を

議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件の報告は2件です。

1番、寺田町***の田、1,218㎡は、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、借人である**郡**町の株式会社***と、貸人である**町の** **氏の間で合意解約されました。解約日は令和7年12月3日でございます。

2番、膳夫町***の田、1,350㎡も同様に、借人である**市の** **氏と、貸人である**町の** **氏の使用貸借が合意解約されました。解約日は令和7年12月12日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、木之本町***の田、1,616㎡は、農業経営基盤強化促進法の利用権設定による使用貸借権が、借人である** **氏と貸人である** **氏との間で合意解約されました。解約日は令和7年12月10日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件は1件です。

1番、石原田町***の田、1,566㎡は、耕作者である**町の** **氏、令和6年12月11日に死去されたため、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の脇山委員さんから適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件の農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について、事務局から説明をお願いします。

事務局

申し合わせの決議に至る経緯といたしましては、過去、令和元年に、県内外の農業委員会において、農地転用に係る農地法違反により、農業委員会の委員や職員が収賄で逮捕される事案が複数発生しました。

これらの事件を受けて、同年11月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、

「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を改めて図っていくことが確認されました。

その後、全国農業会議所から、全国の農業委員会に対し、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年1回以上、総会において決議を実施するよう要請がございました。

これを受け、檀原市農業委員会におきましても、毎年、綱紀保持のため、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施しているものでございます。

それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議」を事務局から読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いします。お手元の総会議案4ページをご覧ください。

【農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議】読上げ

「決議」の2段落目で謳っております「個人情報の保護」につきましては、在任中はもとより、委員を辞められた後においても、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

「下記事項」の1番の、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」とは、農業委員さんご本人や、同居のご親族、配偶者に関する事項については、議事への参与が制限されています。ご自身や同居のご家族に関する議案の審議につきましては、報告事項を除き、審議の間、退席していただくこととなります。

また、農業委員会法第33条の「議事録の公表」につきましては、毎総会で指名される議事録署名委員にご署名いただいた後、農業委員会ホームページで公表しております。

事務局からは以上でございます。

議長

ただいまの、申し合わせの決議について、ご質問・ご意見ありませんか。

—意見なし—

議長

意見なしとのことですので、説明のとおり決めます。

なお、今後も総会にて、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を、年1回実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、本総会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、ご協力をいただきありがとうございました。無事に審議を終えることができました。これをもちまして、1月の農業委員会総会を閉会いたします。